

裁判員経験者意見交換会議事録

1 開催挨拶

司会者：皆さま，本日はお集まりいただきまして，ありがとうございます。私は京都地方裁判所の裁判官の中川と申します。本日の意見交換会の司会進行をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

裁判員裁判が施行されてから，もうすぐ9年になろうとしております。この間，全国で多くの裁判員裁判が実施されており，制度自体は社会に根付いてきたかと思っております。裁判員制度の導入をきっかけに，私ども法律家も分かりやすい審理，評議のあり方を模索しており，裁判員の皆さんが法廷で見て，聞いて，分かりやすい審理の実践に取り組んできたところです。

この間，争いのある，いわゆる否認事件の審理の実績も積み重ねられてきたところであり，争いがない事件と比較してより複雑な審理，評議となることが予想される否認事件を担当された裁判員経験者の皆さんの御意見をお聞きすることで，今後の「分かりやすい裁判の実現」に向けた検討にぜひとも役立てたいと考えております。そこで，今回の意見交換会のメインテーマを，「否認事件における分かりやすい審理・評議のあり方について」としました。本日はどうぞよろしく願いいたします。

それではまず，法律家の皆さんから，簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。検察官，弁護士，裁判官の順でお願いします。

小川検察官：京都地方検察庁の検事の小川と申します。京都地検勤務は間もなく丸2年になるところですが，この2年間で，裁判員裁判を10件ほど担当したかと思えます。その過半数が何らかの争いがある，いわゆる否認事件でした。裁判員裁判は，自白事件と否認事件とにかかわらず，毎回，やりがいとともに難しさも感じているところです。今日は，裁判員経験者の方のお話を伺える貴重な機会で

すので、楽しみにして参りました。よろしく願いいたします。

長尾弁護士：弁護士の長尾です。私は、実は裁判員を経験された方とお話をするのは、今日が初めてでして、非常に貴重な機会とっております。よろしく願いします。

齋藤裁判官：京都地方裁判所第2刑事部の裁判長の齋藤です。もうかれこれ60件ぐらい裁判員裁判を担当したかと思うんですが、争いのある事件もたくさん担当しました。そのたびに、裁判員や補充裁判員の皆さんに、本当にいい意見を言っていたいただいて、助けていただいて判決ができたと思っております。今日もまた、たくさんの方に感想等を聞かせていただいて、今後につなげたいと思っております。よろしく願いいたします。

2 裁判員を経験した感想

司会者：それでは早速、意見交換に入りたいと思います。

最初に、皆さんが参加された事件について、私から簡単に御紹介しながら、裁判員裁判に参加しての全般的な感想や印象を、ひと言ずつお話ししていただきたいと思います。1番の方は今回都合により欠席されていますので、2番の方からお願いしたいと思います。

2番の方が参加された事件は、連続殺人事件で、それぞれの事件につきまして、事故や自殺ではないかという事件性、被告人が犯人かどうかという犯人性、責任能力など、あらゆる面で争われた事件でした。裁判員裁判に参加された感想や印象をお願いできますでしょうか。

裁判員経験者2：参加した期間が、6月末から11月初旬までの長期でした。報道各社はほとんど書いてくれなかったのですが、長かったのですがしんどさは本当に全くなかったです。周りもみんなそう言ってましたし、やっぱりそういうことを、マスコミには書いてほしかったと思いますね。もう何かあるごとに、しんどかったのではないかとか言われましたけど、全くしんどくもないし、朝起きたら

裁判所に行くというルーティンができてしまって、逆に、休みだと、あれ、今日はなかったかなと不安になるようなこともあったぐらいでした。マスコミには、僕らの本当に言いたいことを伝えてほしいと感じました。

司会者：次に、3番の方と4番の方は同じ事件を担当されました。複数の事件があったのですが、主として、暴力団組員の被告人2人が、対立抗争中の他の暴力団組事務所に向けて拳銃を発射して、事務所の窓や玄関ドアに命中させたという銃刀法違反、建造物損壊事件で、共謀の存在が争われた事件と伺っております。

まずは3番の方から、裁判員裁判に参加された感想や印象はいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者3：初めての経験でしたが、随分と難しいことを素人に判断させるんだなというのが正直な感想です。要するに、共謀のときに忖度があったかなかったかというような話で、ほとんど人間の頭の中を裁くようなものだったので、こんなに難しいことを素人が判断できるのかなという思いはありました。期間は短かったですけど、随分議論はして、正直言って毎日しんどかったです。ただ、私自身は、最後に結論は腑に落ちたので、このような難しい事件でも、判断を下すようなノウハウはもうできてきているのかなという印象を持ちました。

司会者：では、4番の方、お願いします。

裁判員経験者4：参加するまではすごく不安でいっぱいだったんですが、一般人にも理解しやすいように、あらゆるところで配慮がなされていて、大変よかったなと思います。今まで司法は全然関係ないところにあるものだと思っていたんですが、参加してみると、全員が自然といつの間にか真剣に取り組んで、初めは言葉は少なかった人たちも、どんどん引き込まれていくという感じでした。だから、8日間だけだったんですが、ほんのわずかな中でも、かなり白熱した議論ができたと思います。最後は、やり遂げたという充実感がありました。客観的に多方向から物事を見ることの大切さも学びましたし、ニュースや新聞に興味を持って見

るようになりました。司法を身近に感じることができるようになって、大変よかった、よい経験をさせていただいたと思います。

司会者：ありがとうございます。

5番の方と7番の方も同じ事件で、外国人の被告人が、同じマンションに住む被害者の家に侵入して、被害者に暴行や脅迫を加えて失神させて現金を奪い、一連の暴行によって全治1か月のけがを負わせたという、住居侵入・強盗致傷・強制わいせつ致傷の事案で、被告人が犯人かどうか争われたと聞いております。

では、まず5番の方から、裁判員裁判に参加された感想、印象をお願いします。

裁判員経験者5：すごく貴重な経験をさせていただいたなと思います。会社でも、参加したことがある人はいなかったもので、前例がない分ちょっと休みも取りにくい感じではあったんですけど、僕が参加したことで前例ができたので、会社にも参加しやすい環境作りというのはできたかなと。後は、法廷はすごく淡々とした流れで、もうちょっと白熱した感じをイメージしていたのでびっくりしました。評議のときも、話しやすい雰囲気を作ってくくださったので、裁判員もみんなちゃんと発言できる環境ができて、それがよかったかなと思います。長時間一緒にいるので、裁判官も裁判員もすごく仲よくなって、最後の評議もだいぶ話しやすかったですね。

司会者：ありがとうございました。では、7番の方はいかがでしたか。

裁判員経験者7：とにかく初めての経験でして、ああやっぱり選ばれてしまったのかなということで、もう本当に全身に力が入ったまま初日を迎えたんですけど、裁判長をはじめ、裁判官も、裁判員の方たちも、本当に日を追うごとに親しみやすいお人柄なんだなというのが分かりました。先ほど裁判員制度が始まって9年とおっしゃっていましたが、その中で、一般の中から裁判員として選ばれた人たちに対して、どういうふうに間口を広げて、どういうふうに分かりやすい司法にするか、いろいろと議論されて今に至っているのだなと思いました。法学的

な知識がないですと言いましたら、そんなの必要ありませんと言ってくださいます、一から勉強という形でしたが、これはどういうことなんだと首をかしげるようなこともなく、本当にスムーズに入っていたのは、やはりスタッフさんはじめ、裁判官の皆さんのいろいろなお気遣いや御苦勞のおかげで、本当にこんなに貴重な体験をさせていただいたことに感謝の10日間でした。

司会者：最後の日は、5番の方がおっしゃったみたいに、すごく仲よくなったという感じでしたか。

裁判員経験者7：評議が始まる前に、もう既に仲よくなっていて、評議中はもう本当に全員が真剣に、しっかりと発言できたんじゃないかなと思いました。たまたま5番の方に、裁判員のこの一緒に過ごした時間って何なのかなみたいなお話をしましたら、親戚が年に何回か集まってる、そんな雰囲気ですねというふうにおっしゃいました。もちろん評議の目的が一つだからということはあるかと思うんですけども、本当に輪が一つになってたという感じでした。みんなが意思疎通できていた感じは受けました。

司会者：ありがとうございました。

6番の方は、80歳を超える妻が、同じく80歳を超える夫の首にコードを巻いて殺害したという殺人事件で、責任能力が問題になった事案でしたが、裁判員裁判に参加された感想や印象はいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者6：私自身が、普段いわゆる不良とかヤンキーとか言われる子たちと一緒に過ごす時間があったり、研究の内容が裁判員裁判の内容と少し重なる部分があったり、同期には裁判員裁判の評議について研究している者もいましたので、私が裁判員になってしまってよかったのかなという思いをずっと持っていました。評議の中で、メンタルヘルスなどを専門としている人間の発言に周りの方が左右されないかなというのを、選ばれたときからずっと持っていました。評議中に発言するにしても、常にそのことが頭にあったので、なかなかしんどかったかなと

思います。終えてからの感想としては、皆さんとほぼ同じように、貴重な体験をさせていただいて、とてもありがたかったなと思います。

司会者：ありがとうございました。

いろいろなバックグラウンドの方がいらっしやって、我々の知らないようないろいろな知識を教えてくださいとか、そういうのがまた裁判員裁判の醍醐味かなと思っています。

3 否認事件における分かりやすい審理・評議のあり方について①〈冒頭陳述〉

司会者：それでは早速、否認事件の分かりやすい主張・立証というテーマに入っていきたいと思います。

ここで審理の流れをちょっと振り返っていただきまして、3つの段階に分けたいと思います。

最初に検察官が起訴状を朗読して、その後、検察官、弁護人がそれぞれ冒頭陳述をしました。これから証拠によって証明しようとする事実の概略を、検察官や弁護人から説明するというものですが、双方から冒頭陳述メモという紙も配られたかと思います。

その後、裁判長が争点について説明をした後で、本格的な証拠調べが始まりました。証拠書類を読み上げたり、モニターに写真を写したり、あるいは証人や被告人の話などを聞いたりする段階があったかと思います。

証拠調べが終了しますと、最後に、また検察官と弁護人が論告・弁論という形で、それぞれの事件の見立てをもう一度主張します。最終的に評議をして判決と、こういう流れであったかと思います。

この流れに沿いまして、まず冒頭陳述でこれから何が行われるかということが分かったかどうか、それから2番目に証拠調べの中身についてどうだったか、3番目に論告・弁論が分かりやすかったか、このように分けまして、御意見を伺っていきたいと思います。検察官や弁護人からも、こういうところの感想を聞いて

ほしいという御要望もいただいておりますので、私から質問をさせていただいたり、御意見・御質問をいただいたりしながら、進めていきたいと思っております。

それでは、先ほどは2番の方からでしたので、今度は逆の順で、7番の方から伺います。まず冒頭陳述の段階で、皆さんが担当される事件がどのような事件で、争点はどこで、証拠のどのあたりに着目すればいいのか、ということがある程度分かりましたでしょうか。

裁判員経験者7：特別難しいなと感じたことはなかったです。

司会者：それを見て、大体こういう事件だな、ここを判断しないといけないんだなということは、分かったということですか。

裁判員経験者7：はい。

司会者：6番の方はいかがですか。

裁判員経験者6：冒頭陳述で、事件の流れはだいたい分かって、何に着眼すべきかは明確になったと思います。

司会者：5番の方は、ここはちょっと分かりづらかったとか、こうしてほしかったなとかいうことは特にはなかったですか。

裁判員経験者5：そうですね。検察官の冒頭陳述メモがすごくうまくまとめられていて、メモの流れのとおりには検察官の話が進んでいくので、それはよかったですけど、弁護人に関しては、若干前後したので、ちょっと見づらかったかなと思います。

司会者：またそのあたりは、後で弁護士からも聞いてみましましょうか。

では、4番の方はいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者4：冒頭陳述は、割と分かりやすかったと思います。ちゃんと書いてくださっていたので、いい感じにできていたとは思っています。

司会者：3番の方は、先ほどの全般的な感想のところ、最初は難しいことを素人に判断させるんだなと思ったけれども、最後は腑に落ちて、難しいことでもでき

るんだな、という御感想でしたが、冒頭陳述で、こんな事件だということが分かったのか、あるいは、ちょっと分かりにくかったけれども最後までいって分かったのか、そのあたりはいかがですか。

裁判員経験者 3：冒頭陳述で、何が問題かはよく分かったんです。分かった上で、随分難しい課題だなと感じました。

司会者：何か、こうしてほしかったなというような御要望はないですか。

裁判員経験者 3：特にはないですけれども、最初のうちは慣れないですから、書類を見てもよく分からないことが多々ありました。ただ、日が進むにつれて、振り返ると分かってきたことが多くて、もうこれはどうしようもないかもしれないですが、もっと最初から頭に入るようになってたらもうちょっとよかったかなという気はしました。

司会者：ありがとうございます。

2番の方の事件は特殊で、冒頭陳述は1回ではなく、事件ごとに冒頭陳述の総論というのがあり、さらに争点ごとに小さい冒頭陳述が何回かあったと思うんですけど、冒頭陳述で事件の内容は大体分かりましたか、それともこうしてほしかったなというようなことはありましたか。

裁判員経験者 2：検察官の資料は、事件ごとにカラーリングされていて、すごく見やすく、書かれたとおりの順番に読んでくださるので、頭にすごく入ってきたんですけど、弁護人の方は、最初は全くの黒文字だけで、どれを主張したいのかが全く分からず、なおかつ読むときに途中で言葉を足したり、削ったりされました。それがあると、今どこを読んでるんだらうとか、ちょっとパニックになったんで、弁護人の方は分かりにくかったなと思いました。

司会者：短くまとめようとすると言葉で補ったりするし、逆に言いたいことを全部入れようとするのでページ数が多くなったりして、結構大変な部分もあるんですけど、重要な点についてはやはり書いておいてほしいなということでしょうか。

ね。ありがとうございます。

それぞれの事件で、責任能力、犯人性、共謀など、ちょっと難しい法律概念が出てくるわけですが、それは何となくでも分かりましたでしょうか。その説明などは、冒頭陳述の段階、あるいは早い段階でありましたでしょうか。今度は2番の方から順に聞いていきましょうか。

2番の方の事件ですと、事件性、すなわち他殺だったのか、事故や自殺ではなかったのか、犯人性、すなわち被告人が犯人かということ、責任能力や訴訟能力、これは裁判官が判断することなんですけど、被告人が犯罪行為だとちゃんと分かってやったのか、という点があったかと思うんですが、そのような言葉とか難しい概念とかは、すっと理解できましたか。

裁判員経験者2：頭にはすっと入ってきましたね。あとはもう、被告人が結構なお年だったので、責任能力があるのかな、ないのかなと、初めは思ったんですけど、審理が進んできて、判断できるようになりました。

司会者：3番と4番の方の事件ですと、共謀が問題でした。要するに、上の者がやることを下の者が付度してやったのかどうかが本題になっていたかと思うんですけど、そのあたりは冒頭陳述を聞いた段階で、頭にすっと入ってきましたか。

裁判員経験者3：被告人たちも最初から、「彼は関係ありません。」という主張をされていて、何を主張しているかというのは分かったんです。ただ、主犯と従犯それぞれがどう考えていたかによって罪が変わるというあたりが、ちょっとよく分からないところがあります。特に、主犯がどう考えていたかによって従犯の罪が変わるような説明だったかと思うんですけど、そのあたりはちょっと不思議だなと今でも思っています。

司会者：4番の方はいかがでしたか。

裁判員経験者4：暴力団というと私たちとは違う世界で、やっぱり特殊な環境で、上の者が言うことは絶対服従みたいな感じのことを聞いたんですけども、一般

の常識とはちょっと違う組織の人の気持ちを私たちが察するということが、難しいところもあったように思います。

司会者：ありがとうございます。

5番の方と7番の方の事件は、被告人が犯人だったのかというところなので、言葉自体はそんなに難しくはないかなと思うんですけど、何か難しかった点がありましたか。

裁判員経験者5：すごく分かりやすいメモがあったので、それに関しては全く感じなかったですね。小学生、中学生が読んでも分かるぐらいの感じで書いてくださったので。

司会者：6番の方は責任能力が問題になりましたが、そのあたりは仕事柄御存知のこともあったかも分かりませんが、一般の人から見ても分かりやすかったと思われませんか。

裁判員経験者6：そうですね。用語の説明自体は分かりやすかったです。ただ、冒頭のところで、弁護人がお話しされているときに、被告人がその内容は違うと否定していたので、このまま無事に裁判が進んでいくのかなという不安はありまして、責任能力を争うということは、こんなに大変なことなのかなという印象でした。

司会者：ありがとうございます。

7番の方の事件は犯人性ということですが、特に言葉が難しいと感じられたことはないですか。

裁判員経験者7：先ほど5番の方が言ってくださったみたいに、特別難しいと感じたことはなかったです。

司会者：ありがとうございます。

4 否認事件における分かりやすい審理・評議のあり方について②<証拠調べ本体>

司会者：証拠調べの中身の話も少し入ってきましたので、分かりやすい立証がなされたかどうかということについて伺っていきたいと思います。

冒頭陳述は、あくまで検察官、弁護人の主張に過ぎず、ちゃんと証拠から認定できるかどうか、証拠を見る必要がありました。判断に十分な証拠があったかどうかという観点ではいかがでしょうか。情報として、こういう証人が欲しかった、証拠が足りなかったとか、あるいは多すぎたとか、意見のある方はいらっしゃいますか。

では6番の方、どうぞ。

裁判員経験者6：責任能力が問題の事件ということで、精神鑑定をされた精神科医への質問があったのですが、これが本人とか関係者の証言の後に組まれていました。もうちょっと前に専門家の意見があった方が、日程ももうちょっと縮められるんじゃないかなと思いました。なぜかというと、素人ですから、やっぱり一般的には専門家の意見に賛成する方向に向かったり、あるいは専門家の意見を第一に取り上げようっていう傾向があると思うんです。そうなったときに、素人だけで議論していたことが、精神科医の発言によって議論をしなくてもよかった場合というのが出てくると思うんです。

なので、証人のうち誰を日程的に最初に持ってくるのかっていう順番まで考えられているのかな、という意見はあります。

司会者：その事件では、精神科医がスライドを使って話されていたんですが、そのスライドをプリントした紙は手元になくて、皆さん必死にメモを取られていました。こういうのは手元にあったらメモを取らなくていいのになとか、そのような意見はありましたか。

裁判員経験者6：メモを取るにしても、専門家のスライドには普段なじみのない言葉が出てくるので、漢字が分からなかったり、スピードも遅くなるので、後ですり合わせするときにも紙はある方がいいし、法廷でも、手元に紙があった方がも

う少し突っ込んだ質問ができるんじゃないかなという思いはありました。

司会者：ありがとうございます。

他の方はいかがでしょうか。4番の方，どうぞ。

裁判員経験者4：検察官が起訴を見送った部分は，裁判員には分かりにくいですね。起訴に至らなかった部分も知ることはできないんですかね。その背景をちょっと知りたかったなというようなところもあって，そのあたりが分からなくてもやもやしていました。

司会者：起訴されたものに限定して見てくださいと裁判官も申し上げているところで。そういうことはあるかもしれませんね。

他の方はいかがですか。では3番の方，どうぞ。

裁判員経験者3：組の指示があったかどうかというのが争点だったと思うんです。

だから，その組長さんが証人に出てくればいいのになと思いました。ちょっとそこは分かりにくかったですね。

司会者：そのあたりは，後で検察官か弁護士に聞いてみましょうか。

2番の方の事件は，証人が多かったのですが，証拠として足りなかったなどか，あるいは多すぎるなどか，感じたところがありますか。

裁判員経験者2：被害者を殺害した後の借金の流れについての証人はほぼなかったので，お金がどこに流れたのかが全く分かりませんでした。そういうのが出たら，被告人の目的が何だったのか，もっと分かったと思うんですけど。それがなかったのは何でだろうなと思いました。

あと，4つの事件全てにおいて，専門用語が飛び交っていて，法医学の先生などがたくさん来られました。その中の一人は，素人にも分かるような言葉を使って説明して下さったのですが，最後の方に来られた先生が，大学の授業かという話で，今まで分かりやすかったのに，何で急に難しくなったのか，逆に一番最初に来ていただいて，そこから簡単に説明して下さる先生を呼んでもらった方

が、もっと分かりやすかったかなというのは感じました。

司会者：殺人事件で、他殺かどうかという点も争われていたので、法医学の先生や、あるいは毒物の関係の先生とか、医師の方がたくさん来られたわけですね。

医師の話なのでなかなか難しいんですけど、その中でもすごく分かりやすい先生と、そうでない先生がいた、そんな感想ということですかね。ありがとうございます。

検察官や弁護士に聞きたい内容が結構出てきたのですが、検察官の立場、弁護人の立場として、実はこういうことがあるとか、難しいところがあるとかいう点がありますか。

証人のあたりで、いろいろ検察官も苦労されていると思うんですけど、こういうことがあってなかなか難しいですということはありませんか。

小川検察官：そうですね。証人の順序や人選とか、証言の内容とか、御指摘はもっとな点があるのかなと、私自身が担当した事件でもそういうふうに思います。

あくまで一般論ではありますけれども、検察官としても証人の順序は考えてはいるんです。どういう順序が分かりやすいかと。例えば、先ほどの精神鑑定医を最初に聞くのはどうかという意見は初めてお聞きして、なるほどなと思いました。一般的には、おそらくほぼ全ての事件で、鑑定人は最後の方に聞くことになっていると思います。というのは、鑑定人の先生が判断される材料となる、それまでの被告人の行動とか、周りの状況とかが、その他の証拠によってある程度出てくるので、それを共有していただいた上で、そういう材料を基に、鑑定人がどういうふうに判断したかということを知りたいというのが分かりやすいのかなということです。あるいは、例えば犯人性が問題になっている事件であれば、そもそも犯人かどうかという問題があって、犯人だから責任能力の問題になるということで、鑑定人は最後に来るのかなとは思ってしまっていて、そこにはあまり疑問がなかったんです。そういう御意見もあるということで、検討したいなと思いました。

また、医学関係者の話が難しいという点は、いつも非常に苦勞しているところ
です。専門的な話をしていただける証人の方が、どれくらい分かりやすく話をし
ていただけるかというのは、先生の個性によるところがありますが、引き続き努
力しないといけないなと思っています。

司会者：ありがとうございます。

弁護人の立場から、こういう点が大変だという点がありますか。

長尾弁護士：暴力団の事件で組長を呼ばなかったのはなぜかという点ですが、これ
は確か、検察官から供述調書が出ていたと思います。そういう意味では、検察官
の方が、組としても共謀があるということの立証のために証人として呼ぶという
ことは考えられたかとは思いますが。逆に弁護人の方が共謀がないことの立証とし
て組長を呼んできたところで、「いや、ありません。」というぐらいですね。
あの事件は確か、一人は否認して、もう一人も、「いや、この人は関係ありませ
ん。」と言っているから、その人が言うのと恐らく同じだろうという判断をして、
弁護人としては出さなかったと思います。

先ほど出た冒頭陳述についてですが、恐らく検察官の冒頭陳述は、どの事件で
もある程度同じような形だったかなと思います。弁護人の冒頭陳述は、それこそ
担当する弁護人によって、非常に個性が出るだろうということはあって、それで
差があるんだろうなとは思っていました。弁護人としても、どういうスタイルが
一番分かりやすいかというのは常に模索しているところでした、例えばメモを配
るのがいいのか、パワーポイントで映すのがいいのかとか、話術で言えば、目を
見て話すのがいいのか、いろいろと試行錯誤をしているところではあります。そ
れぞれ弁護人のスタンス、スタイルというのはあります。

私から皆さんにお伺いしたいのは、先ほど分かりにくいとおっしゃる方が、確
かメモの内容と話の内容が違うということを挙げておられましたが、それは、恐
らく先にメモを配って、それを見て話すというスタイルだったと思います。弁護

人の考えとして、一般的に、例えばメモとか紙を配ってしまうと、やはり皆さんどうしてもそこに目が行きますよね。そうすると、逆に弁護人が話している言葉が分かりにくいのではないかということがあって、例えば私であれば話をした上で、最後にメモを配るというスタイルを取ることもあります。皆さんが経験された冒頭陳述も、メモ配布のタイミングが冒頭だったのか途中だったのか最後だったのかということと、あとはそれを踏まえて、メモがどのタイミングで配られたら分かりやすいかということをお聞きしたいなと思います。

司会者：いかがでしょうか。2番の方から順にお願いします。

裁判員経験者2：僕らは、一番最初に配られたんですが、もし言葉を足すとかされるのならば、メモは一番最後で、取りあえず話を聞いてくださいというスタイルで、最後に思い起こしのために渡すという方法でもよかったんじゃないかなと思います。

司会者：3番と4番の方の事件ではどうでしたかね。

裁判員経験者3：確かメモを頂いたと思うんですけども、弁護人もおっしゃったように、資料が配られるとどうしても読みますよね。なので、話を半分しか聞いてないかもしれないんで、やっぱり少し遅らせてもらった方がいいと、個人的には思います。

司会者：4番の方も同じような御意見ですか。

裁判員経験者4：書いてあることに足したりされる場合は、そこにメモを配っていますが、ここのところは、ちょっとこういうことを足しますよと。子どもみたいですが、そういうふうに丁寧にやっていただくと、非常に嬉しいなと思います。

司会者：ありがとうございます。

5番と7番の方の事件ではどんなタイミングでしたか。

裁判員経験者5：最初ですね。ただ、メモに関しては、ポイントだけ書くのであれば、最初に配るので全然いいんですけど、ちょっと書きすぎかなと。弁護人の方

が書きすぎで、要点が分からないっていうのはありましたので。もし最初に配るのであればポイントだけで、全部書くのだったら最後に渡した方が分かりやすいかなとは思いますが。

司会者：分量との兼ね合いで考えてほしいという、そんな御意見ですね。

6番の方はどうですか。

裁判員経験者6：私のときも、確か最初にお配りいただいたと思います。

司会者：7番の方は、最初のタイミングで配られて、何かこうした方がいいとかいう御意見はありますか。

裁判員経験者7：最初に配っていただいて、分量があまり多いと、そっちの方に目が行ってしまいますし、目がいくということは、頭もそっちの方にいきますので、先ほどおっしゃったように、もしプリントを配ってくださるのであれば、ある程度要約したもので、それでお話を聞きつつ、もし必要であれば自分でメモを加えるかなと思います。その方が、自分なりに理解できるかなと。後から振り返ったときにも、また一からすごい量を読み返すのは大変なことだと思いますので、そっちの方がいいかなと思います。

司会者：事前に配ってもらうということですかね。

検察官か裁判官から聞いておきたいことはありますか。

小川検察官：先ほど、最初は慣れないので分かりにくく、日が経つにつれてだんだん分かってきたというお話がありましたが、そのような御意見は以前にもお聞きしたことがあります。通常、冒頭陳述は審理の最初に行われるので、とにかくできる限り情報を絞ったほうがいいのかという考えがあります。法壇に初めて出られて、傍聴人がたくさんいて顔も上げられず、なかなか話が頭に入ってこないということも聞いたことがあります。我々も試行錯誤しているところで、情報を絞るとというのが一つの考えでやっていますが、やはりそうした方がいいのか、大変な状況なので、必要最小限の情報にした方がいいのか、そのあたりを教えてい

ただければと思います。

司会者：では逆の順で，7番の方からお伺いします。

裁判員経験者7：事件についてどれぐらいの情報が必要なのかというのは，やはりプロの方にお任せしないと，一概に言えませんし，裁判員の中でよほど司法関係のことに明るい人じゃないと分からないのではないかなと思います。

小川検察官：おっしゃるとおりだと思います。その時点で，どこまでの情報が要るかっていうのは，それこそ事件について何も証拠が提出されていないので分からないと思うんですけど，緊張されている状況で，情報量としては少ない方がありがたいと感じられるのか，そのあたりはどうでしょうか。

裁判員経験者7：そうですね，裁判が始まってからは，それほど緊張はしてなかったかなと思います。ただあまり最初からばく大な量のものが押し寄せてくると，やっぱりちょっと待ってくださいという気持ちになるかなとは思っています。

司会者：事件にもよるんですけど，今は検察官はA4判1枚かA3判1枚ぐらいですかね。よほど大きな事件であれば別ですけど，大体1枚ぐらいにまとめてくれるのであれば，まあ十分な感じでしょうか。

裁判員経験者7：はい，それぐらいが，負担がないかなと思います。

司会者：6番の方はいかがですか。

裁判員経験者6：事件によると思うんですけど，担当した事件は，いろいろな証拠が出てくるんですけども，どちらかといえばもうちょっと証拠が欲しかったなと思いました。たぶん裁判員に負担がかからないように，早く裁判が終わるように，必要だと思われる証拠だけを選別されていると思うんで。裁判員が気になったことを議論しようとしたときに，鑑定人が話した被告人とのやり取りの中にそれまで出てこなかったんじゃないかという話があって，弁護人や検察官がいいと思って省いた証拠でも提示してほしかったなという思いはあります。

司会者：裁判員の方に分かりやすくということで証拠を厳選しているんですが，省

きすぎた面もあるかなということですね。その兼ね合いをうまく配分してくださいとこういうことですかね。

裁判員経験者 6：そうですね。責任能力が争点で、精神鑑定がどうなのかという部分になると、やっぱり被告人がどういう状態かによって、必要となってくる証拠の量は変わると思うので、気になっていました。

司会者：5番の方はいかがですか。冒頭陳述の分量や、あるいは証拠の中身の分量が足りない、多いとかはありましたか。

裁判員経験者 5：参加した事件に関しては、冒頭陳述のメモに関しては、ちょうどいい、少なくとも多くもないと思いました。また、証拠に関しては、犯行に使われたひものDNAについて、結果しか見ていないので、どのDNAのどの部分がどのように合っているか、これが被告人のDNAだっていうのが分からないので、全部それが合っているのかというのをこちらも検証のしようがないと思いました。

それから、証人として大学教授の方が来られたんですけど、弁護人が大学教授の発言について、勉強が足りないという感じがありました。ちょっと場違いな質問をして、その教授が居る意味自体をなくそうとしているように感じ、ちょっと疑問がありました。証人として来られている以上、その発言をまず受け入れてから話をするべきだと思うんですけど、発言すること自体なくそうという感じがあって。途中で遮られると、聞こうとしている情報も途中しか聞けないので、そこで突っ込めないことがありました。

司会者：証人は検察官側ですかね。弁護人の方は否定する立場で、不利な場面になると遮ろうとする、そこはもうちょっと聞きたかったのに、という場面があったと受け取ったらいいですか。

裁判員経験者 5：スーパーインポーズ法についてなんですけど、大学教授に対して筋が通っていない質問をしていて。結果に対して何か言うというのは分かる

んですけど、そもそもスーパーインポーズ法自体がどうなのかっていうのは聞く必要はないんじゃないかなと思いました。同じことを聞きすぎという感じがして、あまり時間もないというのもあったんですけど、証人をイライラさせすぎていて、こちら申し訳ないなと思いながら見ていました。

司会者：弁護戦略とかお考えもあるところだと思うんですけど、そんなふうに感じた面もあったということなんですね。

4番の方、3番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者4：冒頭陳述のときはまだこちら初めなので、頭が全然働いてないので、あの程度で十分だと思うんです。それで、だんだん証拠調べになってきて、こちらで評議する中で欲しい情報もいっぱい出てくるので、そのあたりからは、ちょっと詳しく書いてくださった方がいいなと感じた部分もあります。ただ、あまり詳しく書き過ぎると、法廷で発言されるときに、矛盾点とかを突っ込まれるから、あまり書けないのかなと思ったりもするんですけども。でも、もうちょっと欲しかったな、後からだんだん増やして行ってほしいかなと思います。

司会者：進行具合に応じて、徐々に増やしてほしいという御意見ですね。

3番の方はどうですか。

裁判員経験者3：同じ事件なので、印象は4番の方とたぶん一緒だと思います。最後の方はもっと情報が欲しかったかなという感じの方が強かったんです。ただ、最初は、弁護人の書類か検察官の書類かということもよく分からないんです。その分類もしないといけないんで、そのあたりも少し分かりやすく配っていただけるとありがたいかなと思います。

あと、これは制度的に無理でしょうけど、弁護人はなぜこんなことを書いたのか、検察官はなぜこんなことを書いたのか、後日質問できる機会があったらいいかなと、ちょっと思いました。

司会者：2番の方はどうですか。ものすごい証人と資料の数だったと思いますが。

裁判員経験者2：分量的には、あのぐらいでいいのかなとは思いました。たぶん弁護人の戦略だと思いますけど、証人に対して何を聞きたいのか分からなかったり、同じことを何回も繰り返したり、一つ前の事件の検査方法と比べてどうかとか前の事件の話をぶり返したりするんで、もうちょっとそこはスマートにやってほしかったかなとは感じました。

司会者：裁判官から、何か聞いておきたいことありますか。

齋藤裁判官：聞いておきたいことというよりも、冒頭陳述と証拠とを、裁判官がどんなイメージで考えているかというのと、冒頭陳述は、映画に例えると本編が出てきてはいけないと思うんですね。やはり証拠の中で本編が出てこないといけなくて、そういう意味では冒頭陳述というのは、映画の予告編みたいなもので、このあたりを一生懸命考えてくださいというのを予告するようなものだと思います。おそらく、検察官、弁護人の冒頭陳述は、そんな予告編の役割を果たすような長さになっていたんじゃないかなとは思いました。大体そんなイメージでよろしいですか。

裁判員経験者6：私はおっしゃるとおり予告編というような形では見ていました。証拠の部分ではいろいろ思うところがあったんですけど、冒頭陳述はそういう感じでした。

司会者：証拠の中身の話も出てきていますが、書類としては提出されたけれども、証人から直接話を聞きたいと思ったこととか、あるいは検察官の朗読があったけれども、聞いていても証拠の内容があまり頭に入らなかったとか、そういうことはありましたか。

7番の方はいかかですか。

裁判員経験者7：特別問題はなかったと記憶しています。

司会者：6番の方はどうですか。

裁判員経験者 6：証拠について、注目の仕方が弁護人と検察官とで、全然違うのかなと思いました。裁判員は証拠をボトムアップで考えて議論を進めていったりすると思うんです。検察官はボトムアップでされてるように感じたんですけど、弁護人は主張ありきで、トップダウンで解釈に合う証拠をピックアップして持ってこられてるような印象を受けました。弁護人と検察官とで、証拠の扱いが違った場合に、裁判員はどちらかという、ボトムアップでできあがっていくので、検察官の意見に賛成しやすくなるのかなと思いました。弁護人が何で証拠のこの部分に着目するんだろうと思うことはあったので、その方だけかもしれないですけど、その点がちょっと気になりました。

司会者：被告人から直接話を聞きたいなとかいうことは、あまりなかったですか。

裁判員経験者 6：聞きたいことは、多分いっぱいあったと思うんですけど、誰の意見も分からないとか言うような被告人だったので。証拠を頼りにしていくしかないときに、証拠が余りない、又は省かれている状況で、弁護人が何で証拠のここに着眼したんだろうというのが、特に気になりました。

司会者：5番の方はどうですか。

裁判員経験者 5：被害者の証言がビデオ中継で、実際に生で見ることにはできないので、もどかしさはありませんね。

司会者：ビデオリンクですね。裁判所の中の別室にいらっしやって、被告人や傍聴人とは直接顔を合わせないという形になっていたんですね。

裁判員経験者 5：気になっている部分は、検察官がほとんど聞いていました。漏れていた部分は他の裁判員とか、裁判官が聞いていました。ただ、後々聞いとけばよかったというのは、やっぱりいっぱい出てくるんですけど、それは仕方ないので、その時点で聞きたいと思ったことは聞けたかなと思います。ただ、弁護人の声がほとんど聞こえなくて、被害者が返答したことで内容が分かったというのが多々あったので、ちょっとそこだけ気になりましたね。

司会者：なるほど。裁判官も気が付いたら、マイクをちょっと近づけてもらえますかとか、もう少し大きな声でとか言ったりもするんですけど、もうちょっと声を張ってほしかったなという感じですかね。

裁判員経験者 5：何回か注意はあったんですけど、一向に変わりませんでした。弁護士席と反対側で、検察官の近くに座っていたんで、距離が離れていたというのもあるんですけど、前かがみになって聞いても、全然声が入ってこなくてだいぶ聞こえづらかったです。

司会者：そうですか。訴訟指揮でも、何とかしたいと思います。

4番の方はいかがですか。

裁判員経験者 4：検察官は結構淡々としゃべっていたように感じました。担当が変わられたとか何か聞いたんで、だからこんなにあっさりしていたのかなと。それは思い過ごしでしょうか。

司会者：検察官に聞いた方がいいと思うんですけど、検察官一体の原則があるので、自分で起訴した事件であろうがなかろうが、戦うところは戦い、被害者のために泣くところは泣くというのが検察官でしょうけどね。その人が、たまたま淡々としていたんでしょうか。

小川検察官：担当が違うからということはないと思うんですけども。淡々とし過ぎていてという印象だったんですか。尋問の場面などですか。

裁判員経験者 4：弁護人は、割と反論して時々ポンポンと突っ込んでいらっしやったように思うんですけども、検察官は本当に淡々としていたように思いました。文面をそのとおりに読んでいるような感じも受けました。

小川検察官：御意見として承りたいと思います。反論していなかったということはないと思うんですけども。

司会者：3番の方も同じような印象ですか。

裁判員経験者 3：そこは同感でした。戦ってほしかったんです。検察官から最後

に何か出てくるんだと思っていたんですが、出ずじまいでした。

司会者：3番の方，4番の方の事件では，書面で読まれたのが分かりにくかったとか，そういうことはなかったですか。

裁判員経験者3：関係者を呼んで直接聞いてほしかったなというのはありました。特に被告人2人が組織でどんな振る舞いをしていたかは，書面ばかりでよく分からなくなりました。今思えば生の声を聞いてみたかったかなと思います。

裁判員経験者4：その人の人となりは，関係者がよく御存知なわけですよ。寝食をともにしているとのことでしたから。やっぱりそんなところもちょっと言ってほしかった。そのあたりはすごく重要な点だったと思うんです。

司会者：ありがとうございます。

2番の方はいかがですか。

裁判員経験者2：多分全ての証人が来てくれたので，問題はなかったんですけど，最後の方で検察官の資料に今まで出てこなかった人の名前だけが出たので，それは出さなくてもいいんじゃないかと。それを出すのなら呼んでほしかったです。

司会者：それは，どういう場面でしたか。

裁判員経験者2：一番最後の場面です。必要だったかもしれませんが，必要と思うなら呼んでほしかったし，話を聞きたいと思いました。

あと，証人にまず検察官が聞いて，弁護人が聞いて，一旦休廷して裁判員と裁判官が質問したんですけど，大体15分ぐらいでしたが，ちょっと15分では質問が思いつかないときもありました。その日一日終わってもう一回帰り道とかで思い出し，ああ，これ聞いとけばよかったというのがあったので，後で聞いて文書で回答をもらえるようなシステムがあればいいかなと思いました。

司会者：後で文書でもらうのは難しいので，審理計画を立てるときに，質問の時間を長めに取って，ちょっと頭の中で考えて熟成させる時間があればよかった

かなという意見ですかね。

裁判員経験者 2：結局，検察官と弁護人が聞いているときはメモしていて，頭はメモを作ることに必死になってしまうんで，特に質問を思い浮かべろと言われても無理なので，もうちょっとどうにかできなかったのかなと。

司会者：なるほど。これは裁判所の立場ですけど，審理計画を立てるときに参考にさせていただきたいと思います。

5 否認事件における分かりやすい審理・評議のあり方について③<論告・求刑，最終弁論>

司会者：最後は，論告・弁論です。最後に検察官は論告という，検察官の意見はこうだ，有罪だとすれば懲役何年とかいう意見を述べる場面ですね。弁護人の方は，無罪だとしたら無罪という意見とか，あるいはもし有罪だとしても懲役何年ぐらいが相当とか，そんな意見を述べる場面です。そういう論告・弁論の内容が分かりやすかったかどうか，書面があって助かったかとか，そのあたりの印象はいかがですかね。

では，2番の方からいかがですか。2番の方の事件の場合は，中間論告，中間弁論ということで，事件ごとの論告・弁論が4回あって，最後に，最終論告・最終弁論という流れだったわけですが，それぞれのメモが分かりやすかったかとか，分量が適切だったかとかについてどうですか。

裁判員経験者 2：中間弁論とかは，特にこれぐらいの量なのかなと思いましたけど，最終弁論は，弁護人側がやたらと分量が多かったなというイメージと，世界の死刑制度のことまで持ち出されてましたが，日本国内の話をしてほしかった，必要以上のことを言っていたと思ったので，それはいらぬかなと思いました。あと，先入観を持たないでくださいという話があって，そのときスライドで箱の中で何でしょうというクイズのようなものがありました。先入観を捨ててくださいということで作られたものなんですけど，出た答えが全く分からな

いもので、そういうのはやめてほしいなと思いました。

司会者：意図としては、先入観ではなく、きちんと証拠を見て考えてくださいということだったけれども、ちょっと奇をてらいすぎていたというふうに思われたということですかね。

3番の方、4番の方はいかがですか。

裁判員経験者3：論告・求刑のところはあまりよく覚えてないですね。ただ、覚えているのは、主犯の求刑が検察官と弁護人とでほとんど変わらなかったのも、争いがないのだったらこの部分は省略していいんじゃないかなと感じました。一番争っているところの部分が大事なんだろうなという感想です。

司会者：4番の方も同じような感想ですか。

裁判員経験者4：私も大体そんな感じですね。

司会者：共謀を争っているにもかかわらず、あまりその求刑が変わらなかったということですか。

裁判員経験者4：争っているのは、従犯かどうかという点でした。

司会者：もう一方が従属的な立場かどうかということですね。分かってやったとか、やってないということを争っていたんですね。

裁判員経験者4：そこら辺がすごく悩んだところだったかなと。

司会者：そもそもこの2人を一緒に裁判をやる必要があったのかとか、争ってないんだったらたくさんの証拠書類を出してやらなくてもよかったんじゃないかとか、量刑も検察官と弁護人とでそんなに差がないということであれば、もっと簡単に済んだんじゃないかということですか。

裁判員経験者3：読む方が争点も絞れるので、従犯の方の事件だけでやってもよかったんじゃないかと考えていました。

司会者：分かりました。

5番の方はいかがですか。

裁判員経験者 5：論告はすごく分かりやすかったですけど、1つだけ、ちょっとあれっと思ったのが、検察官の求刑の部分で、あとはもうデータベースを見ておいてくださいっていう感じでした。もうちょっと時間を取って説明してもらえた方が、後で分かりやすかったかなと思いました。あと、弁論については、言いがかりじゃないか、それを説明して何になるのというのがいくつかありました。

司会者：無理筋なんじゃないかという意見があったということですかね。一方で、検察官の論告においては、皆さんは評議室に帰って量刑のデータベースを見れば分かると思いますので後で見といてくださいと、こんな感じで終わったということですか。

裁判員経験者 5：ほぼそのとおりです。

司会者：検察官としては、その量刑データベースで、山型になったグラフを見せるんですけど、その重い方に当たるとか、軽い方とか真ん中とか、そういう意見を特に述べられなかったということですね。

裁判員経験者 5：ちょっとはあったんですけど、評議室に行ってから見せられたという感じなので。もう少し詳しくしないと、論告のときには全然分からなかったです。

司会者：論告の中には、量刑データベースの図は全然入っていなかったということですか。

裁判員経験者 5：図はあったと思うんですけど、ただそれだけでした。

司会者：検察官と弁護人で合意ができてグラフを使うとなったら、それを念頭に置いて論告で使うなり、あるいは後で見るときに争いにならないようにしていたりとかしているケースもありますね。検察官はこの量刑グラフの中の重い方だと思っている、弁護人は、いや、こういう事情があるので軽い方だと思っている、というようなやりとりもあるんですけど、そういうのがあまりなくて、

グラフのどこなのかわかりにくくてちょっと困ったということですかね。

裁判員経験者 5：今回は被告人が完全に否認していて、有罪か無罪かというところだったので、弁護人が有罪と仮定して量刑を言うというのは多分ないとは思うので、その分検察官はもうちょっと欲しいですね。

司会者：これが有罪だとすれば、態様も結果も悪いから重い方の事件だ、だから懲役何年なんだと、こういう意見があればなおよかったということですね。

6番の方はどうですか。

裁判員経験者 6：論告の部分では、そんなに特に気になることはなかったです。

量刑データベースの説明や、被告人がどのような処分を受け得るのかという説明があったのは分かりやすかったと思うんですけど、弁護人の主張に至るまでの証拠の持っていく方が、ちょっと分かりにくい部分がありました。

司会者：6番の方の事件のときは、ホワイトボードを使って、一つ一つ説明をしながら紙を貼っていくようなスタイルだったと思いますが、その説明ぶりはどうでしたか。

裁判員経験者 6：それは分かりやすかったですが、凝りすぎている部分がありました。いろいろ工夫されているのは分かるんですけど。

司会者：分かりました。難しいところですね。

7番の方はいかがでしたか。5番の方と同じような意見か、それとも何か違うところがあるか。

裁判員経験者 7：確かに5番の方が言ってくれたみたいに、せっかくグラフがあるのであれば、それを使ってもう少し突っ込んでもらおうと、こちらも求刑の年数の重さを感じるんですけども、さらっとされてしまうと、数字を見れば重い罪なんだなとは思いますが、そんなに重さを感じないような印象を与えかねない説明になっていたかなとは感じました。

司会者：分かりました。

論告・弁論のあたりで、検察官、弁護士あるいは裁判官から質問はありますか。

小川検察官：検察官が求刑を行うに当たっては、懲役何年という数字は抛り所がないと、多分判断材料がないと思うので、やはりデータベースになると思います。そのデータベースのグラフは、やはり論告の場で何らかの形で実際に出して、なおかつそれについてある程度詳しい説明をした方がいいという、皆さんの意見ですね。

グラフを出しているけど説明が足りないっていうような部分がありまして、我々がやっている論告は、時間の関係とか、そもそも有罪無罪が争われているからそれで手いっぱいであるとかもあって、グラフを出さずに、同種の事件と比べてこのぐらいですというようなことを言って終わるようなものもあるんです。やはりそれはグラフを出して、ある程度説明をした方がいいということでしょうか。

司会者：5番の方，7番の方はそんな御意見ということですね。3番の方と4番の方はいかがですか。

裁判員経験者4：検察官とか弁護人は、ただ何年っておっしゃっただけだと思うんですが。そのデータベースは、あくまで評議の場で裁判官から見せていただいて、それで検察官の意見，弁護人の意見に対して、私たちはどのぐらいで考えましようかっていうのを、そのデータベースをもとにして考えて、決めさせていただいたという感じでした。

司会者：そうすると、その論告や弁論の中で量刑のグラフがなくても、後で評議のときに見ることができたからということでしょうか。

裁判員経験者3：我々の場合は、裁判官が丁寧に教えてくれたんです。検察官や弁護人はベースだけしか言わなかったように思いますけれども、量刑データベースで腑に落ちたんですね。もし裁判官からそういうことをしてもらえなかったら、論告の場でやらないと、分からないままかなとは思いますが。

司会者：長尾弁護士は、論告・弁論のところで聞いておきたいということはありませんか。

ますか。

長尾弁護士：有罪か無罪かということが争われていると、やっぱりそこが非常に派手に見えてしまって、どうしても皆さんの思考がそちらにいていたのかなというのはありました。結局、有罪か無罪か争われる事件よりも認めている事件の方が、実際は刑務所に居る時間が非常に長いわけで、本当はやっぱり被告人がそれだけ長い間刑務所に入ることがどうなのかという、その点も審理を尽くしたりとか、証拠を分かりやすく届けたらよかったのかなと、聞いていて思いました。だから、主観的併合していたのもよかったのかということも、両方の意見があるだろうとは思っていましたが、そういったことが一つの要因なのかなとは思いました。

質問ですが、量刑データベースの話が出ていますが、やはり裁判員としては、量刑データベースのグラフの山から外れたりするっていうのは、非常に勇気が要ることなのか、要するに、先例性の価値をどこまで重視されるのかをお聞きしたいなと思います。

司会者：皆さんの意見をお聞きしましょうか。

裁判員経験者 2：法廷でも、もう検察官は死刑と、弁護人は無罪を主張していましたから、大体こういうことをやった人はこれぐらいというのを見て判断していました。

司会者：3番の方と4番の方の事件は、懲役何年かを考えるという事件だったと思うんですけど。

裁判員経験者 3：はい。そのとき思ったのは、判断はデータベースの中でしかできないなということです。データベースの統計から外れるっていうのは、やっぱりよほどのことがないと難しいんだろうな、超えるということはもうないかなという感じがしました。この場合は特異だから外すというのは、ちょっと判断できないのかなと思います。

司会者：4番の方は感想としてはどうですか。

裁判員経験者4：特別に外してしまう勇氣はありませんし、そんな選択肢は私たちにはちょっと難しいです。一人の被告人は罪を重ねている人だったので、こちらの方はある程度は絞りやすかったんです。ところが、もう一人の被告人は初犯で、まだ年齢も若いので、こちらとしてはデータベースのことはあるんですけれども、心情的には、やっぱり立ち直ってほしいという思いがあり、最後、感情はやっぱり入ってしまいますね。

司会者：裁判官によっても異なりますが、量刑データベースを見るも見ないも自由ですとしていて、データベースを見ると引きずられるという方には、御自分の意見を言っていた後で見ましようかというようなことも言います。必ずしもこれに引きずられるものではありませんよと。それでも、この幅を超えようという事件ではなかったということでしょうか。

裁判員経験者3：まあ、そうですね。法律で刑期がここからこの間とあるというのは聞きましたけど、逆にデータベースがないと、後はもう感情論になりますね、素人ですから。それはそれでよくないかな。

司会者：同じ事件は全くないので、参考程度にしてくださいと言っていると思うんですけど、それでもそんなに引きずられたりすることはなかったですか。

裁判員経験者4：そんなにはなかったです。参考にはさせていただきましたけど、それにべったり引きずられるということはなかったんじゃないかと思います。

司会者：5番の方、6番の方、7番の方は、やっぱり量刑データベースは見られたのですよね。どんな感想ですか。

裁判員経験者5：僕は、全く引きずられなかったですね。ただ、最初にデータベースかグラフを見たときは、その山の左側なのか頂点なのか右側なのかという判断が全くできないので、結局そのデータベースの中で出されたものの中でしか考えられないという状態になってました。量刑とかを聞く前に自分で考えて

いたものと求刑も一緒だったので、個人的には全く引きずられてはいないですけど、もしかすると、他の人だったら引きずられているかもしれないと思いました。被害者の年齢が結構若かったんで、それも加味してっていうのもあると思います。

司会者：同じ事件で7番の方はどうですか。

裁判員経験者7：量刑データベースは評議室で見せていただいて、類似する事件はこれですというのは、やはり非常に参考になりました。そんな中で量刑を決めていくときに、そのデータベースを見た結果、それに影響されて自分が最初に思った量刑よりも増やそうか減らそうかみたいなことには、直接はつながったものではなかったです。

司会者：6番の方は、いかがですか。

裁判員経験者6：個人的には、法廷で弁護人からデータベースを見せてもらうのもいいと思うんですけど、法廷で見せてもらうものは、要するに弁護人が、その主張に合う検索条件で出したものなので、もしその後の評議の段階で、例えば心中とか介護疲れとか関連するようなワードで検索をかけなければ、裁判員が客観的に判断するのは難しいのかなと思います。法廷で提示されたものに引きずられる可能性はあるんじゃないかなと思います。

司会者：すると、検察官としてはこのような検索条件を踏まえて求刑している、弁護人はこうだというような意見があった方が分かりやすいということですか。

裁判員経験者6：そうですね。確か法廷で弁護人が、後で皆さんには評議で見ていただくことになるかと思いますが、とおっしゃっていたので、後で評議の場で見せてもらえるだろうなっていうのは分かっていたけれども、やはり法廷の場では、検索条件を変えられるっていうこと自体も知らないんで、検索条件を変えられるということと、検察官からも、見る角度を変えて提示してもらえた方が判断はしやすいかなと思いました。

6 質疑応答

司会者：司法記者クラブの記者の方からは、質問はありますか。

記者：5番の方と7番の方の事件では関係者が外国人ということですが、日本語が流ちょうな人でも、外国人だと思って改めて聞き直すと、だいぶニュアンスが違うように取れたりもすることがあるように思います。ちょっと断定的に物を言うようなお国柄の人であったりとか。この人はこういう人だという情報は、審理の前に裁判官から説明はあったのですか。

司会者：いかがですか。

裁判員経験者5：もしかしたらニュアンスが違うかもしれないということはもともと言われていたので、そこは結構身構えていたからか、すんなり聞けました。結果としては、意外と何も感じませんでした。何も言われてなかったら、もしかしたら気になっていたかもしれないとは思いますがね。

司会者：7番の方はいかがですか。

裁判員経験者7：最初、外国人の被告人で、被害者も外国人と聞いていたんです。そんな中、5番の方が言ってくださったように、裁判長からはちゃんとお話をいただきました。特別身構えたということはなかったんですけども、そうこうするうちに、日本語の理解の度合いがすごく高いなっていうのは感じました。お国柄と言いましても、日本人でもいろんな性格の人もありますし、ちょっと日本人離れた物事の捉え方をする人もいれば、本当に日本人の国民性だなということもあるかと思えますので、それほど違和感はなかったですね。

司会者：ありがとうございました。

ちょうど時間も参りましたので、本日はこのあたりで終わりにしたいと思います。いろいろな意見を頂戴いたしまして、大変参考になりました。今後とも裁判所への御理解を賜りますとともに、この経験を周りの皆さまにも伝えていただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は長時間どうもありがとうございました。